

貸切料金規程（旅客営業規則第76条別紙）

1. 観光型車両貸切運賃・料金等

- (1) くろまつ車両定期運用貸切運賃・料金
丹後くろまつ定期コース料金に座席定員を乗じた額とする。
- (2) くろまつ車両オーダー運用貸切運賃・料金
第76条第1項に定める額に、「くろまつ」特別車両料金に座席定員を乗じた額を加算した額、及び回送料、留置料、食事代、その他手配等に係る諸経費を収受する。
- (3) 第76条第1項に定める額に、「あかまつ」乗車整理料金に座席定員を乗じた額を加算した額、及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費を収受する。

2. 車両回送料金

貸切旅客に対して使用する車両を車両基地又は他駅から回送した場合、その回送区間の全営業キロについて、次に定める車両回送料金を収受する。さらに運用上複数の回送区間が発生する場合は、それぞれの回送区間で計算しそれぞれの料金を加算するものとする。

1編成1キロメートルにつき 200円

3. 車両留置料金

貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合、その滞留時間が30分をこえるときは、その超過時間について、次の留置料金を収受する。

気動車・電車 1編成につき30分までごとに 1,100円

4. その他手配等に係る諸経費（以下「諸経費」という。）

貸切旅客運送の申込後、打ち合わせ・車両組成等により発生した貸切列車運行に係る企画料及び貸切車両に乗務する客室乗務員等の経費、お座敷への模様替え等必要な経費は、次の各号に定める諸経費を収受する。

- (1) 人件費相当分
1人1時間あたり2,200円
- (2) 実費相当分
準備に要した実費

5. 旅行開始前の貸切旅客運賃・料金の払いもどし

旅客は、旅行開始前に貸切乗車券が不要となった場合は、貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することが出来る。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うほか、次の各号に定める場合は、該当各号に定める額（10円未満のは数は切り捨てる。）を別に支払うものとする。

(1) 第1項第1号及び第2号に定める観光型車両の場合

ア 出発する日の1箇月前から6日前の12時00分までに請求した場合はすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の3割に相当する額

イ 出発する日の6日前の12時00分以降からすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の全額

(2) 前号以外の場合

ア 出発する日の1箇月前から4日前の12時00分までに請求した場合はすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の3割に相当する額

イ 出発する日の4日前の12時00分以降からすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の8割に相当する額

6. 旅行開始前の貸切旅客運送申込の取消による取消料の收受

旅客は、旅行開始前の当該貸切旅客運送申込みを取り消す場合は、次の各号に定める取消料を收受する。

(1) 第1項第1号及び第2号に定める観光型車両の場合

ア 出発する日の1箇月前から6日前の12時00分までに申し出た場合はすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の3割に相当する額

イ 出発する日の6日前の12時00分以降からすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の全額

(2) 前号以外の場合

ア 出発する日の1箇月前から4日前の12時00分までに申し出た場合はすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の3割に相当する額

イ 出発する日の4日前の12時00分以降からすでに支払った当該運賃・料金及び回送料、留置料、その他手配等に係る諸経費の8割に相当する額

7. 貸切旅客が所定の人員に満たない場合の取扱方

第1項第1号に定める観光型車両の貸切旅客が、座席定員に満たない場合の取扱いについては別に定める。